

松江市告示第 142 号

松江市妊婦健康診査、乳児健康診査（1 か月児及び 10 か月児）、1 歳 6 か月児精密健康診査及び 3 歳児精密健康診査実施要綱（平成 19 年松江市告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 23 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>松江市<u>妊産婦乳幼児等健康診査</u></p> <hr/> <p>実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、妊婦<u>一般健康診査</u>、<u>産婦健康診査及び乳児一般健康診査</u>(1 か月児及び 10 か月児)(以下「<u>一般健康診査</u>」<u>と</u>いう。)並びに<u>妊婦精密健康診査</u>、1 歳 6 か月児精密健康診査及び 3 歳児精密健康診査(以下「<u>精密健康診査</u>」<u>と</u>いう。)について、医療機関に委託して行うことにより、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条及び第 13 条の規定により実施される妊産婦及び乳幼児の健康診査<u>及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知母子保健医療対策総合支援事業の実施について</u>(平成 17 年 8 月 23 日付雇児発第 0823001</p>	<p>松江市<u>妊婦健康診査、乳児健康診査</u>(1 か月児及び 10 か月児)、1 歳 6 か月児<u>精密健康診査及び 3 歳児精密健康診査</u></p> <p>実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、妊婦____健康診査、____乳児____健康診査(1 か月児及び 10 か月児)____、1 歳 6 か月児精密健康診査及び 3 歳児精密健康診査(以下「<u>妊婦乳幼児等健康診査</u>」<u>と</u>いう。)について、医療機関に委託して行うことにより、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条及び第 13 条の規定により実施される妊産婦及び乳幼児の健康診査____</p>

号)により実施される産婦健康診査の一層の徹底を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 一般健康診査及び精密健康診査(以下「妊産婦乳幼児等健康診査」という。)は、松江市が実施するものとする。

(妊産婦乳幼児等健康診査の種類)

第 3 条 妊産婦乳幼児等健康診査の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 妊婦一般健康診査(子宮頸がん検診を含む。)
- (2) 産婦健康診査
- (3) 乳児一般健康診査のうち、1 か月児及び 10 か月児を対象とするもの
- (4) 妊婦精密健康診査
- (5) 乳児精密健康診査
- (6) 1 歳 6 か月児精密健康診査
- (7) 3 歳児精密健康診査

(妊産婦乳幼児等健康診査の対象者)

第 4 条 妊産婦乳幼児等健康診査の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 妊婦一般健康診査 松江市内に住所を有する全妊婦
- (2) 産婦健康診査 松江市内に住所を有し、令和 3 年 4 月 1 日以降に出産した全産婦
- (3) 乳児一般健康診査(1 か月児及び 10 か月児) 松江市内に住所を有する生後 1 か月児及び生後 10 か月児
- (4) 妊婦精密健康診査 妊婦一般健康診査を受診した者のうち当該診査の結果

_____の一層の徹底を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 妊婦乳幼児等健康診査 _____は、松江市が実施するものとする。

(妊婦乳幼児等健康診査の種類)

第 3 条 妊婦乳幼児等健康診査の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 妊婦一般健康診査(子宮頸がん検診を含む。)
- (2) 妊婦精密健康診査
- (3) 乳児_____健康診査のうち、1 か月児および 10 か月児を対象とするもの
- (4) 乳児精密健康診査
- (5) 1 歳 6 か月児精密健康診査
- (6) 3 歳児精密健康診査

(妊婦乳幼児等健康診査の対象者)

第 4 条 妊婦乳幼児等健康診査の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 妊婦一般健康診査 松江市内に住所を有する全妊婦。
- (2) 妊婦精密健康診査 妊婦一般健康診査を受診した者のうち当該診査の結果市長が精密健康診査を要すると認めたもの。
- (3) 乳児_____健康診査(1 か月児及び 10 か月児) 松江市内に住所を有する生後 1 か月児及び生後 10 か月児

市長が精密健康診査を要すると認めたもの

(5)～(7) 略

(医療機関への委託)

第5条 妊産婦乳幼児等健康診査は、松江市と委託契約した島根県医師会の会員及びその会員である医師が所属する医療機関並びに別途委託契約した医療機関(以下「委託医療機関」という。)において行うものとする。

(一般健康診査 の手続)

第6条 市長は、妊娠届出を行った者に対し、妊婦一般健康診査受診票(様式第1号から様式第1号の14まで)、産婦健康診査受診票(様式第4号及び様式第4号の2)及び乳児一般健康診査受診票(様式第5号及び様式第5号の2)を母子健康手帳交付時に併せて交付するものとする。

2 一般健康診査を受けようとする者は、前項の受診票 _____を委託医療機関に提出して妊産婦乳幼児等健康診査を受診するものとする。

(一般健康診査 の受診回数等)

第7条 略

2 略

3 産婦健康診査は、1人につき2回以内とし、原則として産後2週前後、1か月前後の各1回とする。

4 乳児一般健康診査(1か月児及び10か月児)は、1人につきそれぞれ各1回とし、原則として生後1か月及び生後10か月とす

(4)～(6) 略

(医療機関への委託)

第5条 妊婦乳幼児等健康診査は、松江市と委託契約した島根県医師会の会員及びその会員である医師が所属する医療機関並びに別途委託契約した医療機関(以下「委託医療機関」という。)において行うものとする。

(妊婦一般健康診査の手続)

第6条 市長は、妊娠届出を行った者に対し、妊婦一般健康診査受診票(様式第1号から様式第1号の14まで) _____
_____を母子健康手帳交付時に併せて交付するものとする。

2 妊婦一般健康診査を受けようとする者は、前項の妊婦一般健康診査受診票 _____を委託医療機関に提出して妊婦一般健康診査 _____を受診するものとする。

(妊婦一般健康診査の受診回数等)

第7条 略

2 略

る。

(一般健康診査 の内容)

第8条 略

2 産婦健康診査の内容は、次のとおりとする。

(1) 健康状態・育児環境の把握(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)

(2) 血圧・体重測定

(3) 尿検査(蛋白・糖)

(4) 産婦の精神状況に応じて、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)(様式第4号の3)その他のツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと。

3 乳児一般健康診査(1か月児及び10か月児)の内容は、問診及び診察とし必要に応じて保健指導を行うものとする。

(精密健康診査 の手続)

第9条 妊婦一般健康診査の結果妊婦精密健康診査が必要と認められた者及び乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、乳児精密健康診査、1歳6か月児精密健康診査及び3歳児精密健康診査が必要と認められた者の保護者は、精密健康診査受診申請書(様式第2号)を

市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、妊婦精密健康診査、乳児精密健康診査については、医師が精密

(妊婦一般健康診査の内容)

第8条 略

(妊婦精密健康診査の手続)

第9条 妊婦一般健康診査の結果妊婦精密健康診査が必要と認められた者

妊婦精密健康診査受診申請書(様式第2号)に医師から精密健康診査を必要とする旨の記載された妊婦一般健康診査受診票を添えて、市長に提出しなければならない。

健康診査を必要とする旨を記載した妊婦一般健康診査受診票又は乳児一般健康診査受診票を精密健康診査受診申請書に添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の _____精密健康診査受診申請書を受理したときは、妊婦精密健康診査受診票(様式第 3 号)、乳児精密健康診査受診票(様式第 6 号)、1 歳 6 か月児精密健康診査受診票(様式第 7 号)又は3 歳児精密健康診査受診票(様式第 8 号から様式第 8 号の 3 まで)を交付するものとする。

4 精密健康診査 _____を受けようとする者は、前項の _____精密健康診査受診票を委託医療機関に提出して精密健康診査 _____を受診するものとする。

(精密健康診査 _____の受診回数)

第 10 条 妊婦精密健康診査の受診の回数は、1 人につき 1 回とする。

2 乳児精密健康診査の受診の回数は、1 人につき 1 か月・4 か月・10 か月それぞれ各 1 回とし、4 か月児精密健康診査の受診期間は 10 か月児健康診査受診日の前日までとする。

3 1 歳 6 か月児精密健康診査の受診の回数は、1 人につき 1 回とし、受診期間は 2 歳の誕生日の前日までとする。

4 3 歳児精密健康診査の受診の回数は、1 人につき一般・視覚・聴覚それぞれ原則 1 回とし、受診期間は 4 歳の誕生日の前日までとする。

(精密健康診査 _____の内容)

第 11 条 妊婦精密健康診査の内容は、妊婦

2 市長は、前項の妊婦精密健康診査受診申請書を受理したときは、妊婦精密健康診査受診票(様式第 3 号) _____

_____を交付するものとする。

3 妊婦精密健康診査 _____を受けようとする者は、前項の妊婦精密健康診査受診票を委託医療機関に提出して妊婦精密健康診査 _____を受診するものとする。

(妊婦精密健康診査 _____の受診回数)

第 10 条 妊婦精密健康診査の受診の回数は、1 人につき 1 回とする。

(妊婦精密健康診査 _____の内容)

第 11 条 妊婦精密健康診査の内容は、妊婦

一般健康診査の結果妊娠高血圧症候群など妊娠又は出産に直接支障を及ぼす疾病の疑いがある妊婦に対し、その必要に応じて行う検査とする。(ただし、第8条第1項に掲げるものを除く。)

- 2 乳児精密健康診査、1歳6か月児精密健康診査及び3歳児精密健康診査の内容は、一般健康診査(妊婦一般健康診査を除く。)の結果、疾病及び心身の発達に異常の疑いがある乳幼児に対し、その必要に応じて行う検査とする。

一般健康診査の結果妊娠高血圧症候群など妊娠又は出産に直接支障を及ぼす疾病の疑いがある妊婦に対し、その必要に応じて行う検査とする。(ただし、第8条に掲げるものを除く。)

(乳児健康診査(1か月児及び10か月児)の手続)

- 第12条 市長は、妊娠届出を行った者に対し、乳児一般健康診査票(様式第4号及び様式第4号の2)を母子健康手帳交付時に併せて交付するものとする。

- 2 乳児健康診査(1か月児及び10か月児)を受けようとする者は、前項の乳児一般健康診査票を委託医療機関に提出して乳児一般健康診査を受診するものとする。

(乳児健康診査(1か月児及び10か月児)の受診回数)

- 第13条 乳児健康診査(1か月児及び10か月児)は、1人につきそれぞれ各1回とし、原則として生後1か月及び生後10か月とする。

(乳児健康診査(1か月児及び10か月児)の内容)

- 第14条 乳児健康診査(1か月児及び10か月児)の内容は、問診及び診察とする

(乳児精密健康診査の手続)

第 15 条 乳児健康診査の結果、乳児精密健康診査が必要と認められた者の保護者は、乳児精密健康診査受診申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。この場合において、1 か月健康診査又は 10 か月健康診査については、医師が精密健康診査を必要とする旨を記載した乳児一般健康診査受診票を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、乳児精密健康診査受診票(様式第 5 号)を交付するものとする。

3 乳児精密健康診査を受けようとする者は、前項の乳児精密健康診査受診票を委託医療機関に提出して乳児精密健康診査を受診するものとする。

(乳児精密健康診査の受診回数及び期間)

第 16 条 乳児精密健康診査の受診の回数は、1 人につき 1 か月・4 か月・10 か月それぞれ各 1 回とし、4 か月児精密健康診査の受診期間は 10 か月児健康診査受診日の前日までとする。

(乳児精密健康診査の内容)

第 17 条 乳児精密健康診査の内容は、一般健康診査の結果、疾病及び心身の発達に異常の疑いがある乳児に対し、その必要に応じて行う検査とする。

(1 歳 6 か月児精密健康診査の手続)

第 18 条 1 歳 6 か月児健康診査の結果、精密健康診査が必要と認められた者の保護者は、1 歳 6 か月児精密健康診査受診申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、1歳6か月児精密健康診査受診票(様式第6号)を交付するものとする。

3 1歳6か月児精密健康診査を受けようとする者は、前項の1歳6か月児精密健康診査受診票を委託医療機関に提出して1歳6か月児精密健康診査を受診するものとする。

(1歳6か月児精密健康診査の受診回数及び期間)

第19条 1歳6か月児精密健康診査の受診の回数は、1人につき1回とし、受診期間は2歳の誕生日の前日までとする。

(1歳6か月児精密健康診査の内容)

第20条 1歳6か月児精密健康診査の内容は、1歳6か月児の異常に関する検査のうち、診断の確定に必要なもの(専門医師による診察及び必要な精密検査)とする。

(3歳児精密健康診査の手続)

第21条 3歳児健康診査の結果、精密健康診査が必要と認められた者の保護者は、3歳児精密健康診査受診申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、3歳児精密健康診査受診票(様式第7号から様式第7号の3まで)を交付するものとする。

3 3歳児精密健康診査を受けようとする者は、前項の3歳児精密健康診査受診票を委託医療機関に提出して3歳児精密健康診査を受診するものとする。

(3歳児精密健康診査の受診回数及び期間)

(妊産婦乳幼児等健康診査の費用の請求及び支払い)

第 12 条 委託医療機関は、妊産婦乳幼児等健康診査の費用を市長に請求しようとするときは、妊産婦乳幼児等健康診査を行った1月分の費用の額を記載した請求書に母子保健診療報酬総括表(様式第9号)、産婦健康診査総括表(様式第10号)及び当該妊産婦乳幼児等健康診査受診票を添えて、当該診査を行った月の翌月10日までに島根県国民健康保険団体連合会に提出しなければならない。

2 委託医療機関が一般健康診査 _____ について市長に請求できる額は、委託契約書に記載した額とする。

3 精密健康診査 _____ が療養の給付として行われた場合において、委託医療機関が市長に請求できる額は、健康保険の診療報酬の例により算定した額のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した

第 22 条 3歳児精密健康診査の受診の回数は、1人につき一般・視覚・聴覚それぞれ原則1回とし、受診期間は4歳の誕生日の前日までとする。

(3歳児精密健康診査の内容)

第 23 条 3歳児精密健康診査の内容は、3歳児の異常に関する検査のうち、診断の確定に必要なもの(専門医師による診察及び必要な精密検査)とする。

(妊婦乳幼児等健康診査の費用の請求及び支払)

第 24 条 委託医療機関は、妊婦乳幼児等健康診査の費用を市長に請求しようとするときは、妊婦乳幼児等健康診査を行った1月分の費用の額を記載した請求書に母子保健診療報酬総括表(様式第8号) _____ 及び当該妊産婦乳幼児等健康診査受診票を添えて、当該診査を行った月の翌月10日までに島根県国民健康保険団体連合会に提出しなければならない。

2 委託医療機関が妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査について市長に請求できる額は、委託契約書に記載した額とする。

3 妊婦精密健康診査、乳児精密健康診査、1歳6か月児精密健康診査又は3歳児精密健康診査が療養の給付として行われた場合において、委託医療機関が市長に請求できる額は、健康保険の診療報酬の例により算定した額のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した

額から保険者が負担すべき額を控除した額とする。

4 精密健康診査

_____が保険医療機関以外のものによって行われた場合又は療養の給付として行われなかった場合において、委託医療機関が市長に請求できる額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。

- 5 市長は、島根県国民健康保険団体連合会から妊産婦乳幼児等健康診査に係る費用の請求があったときは、請求書の内容を審査のうえ、速やかに委託医療機関に支払うものとする。

(償還払い)

第 13 条 委託医療機関以外で妊婦一般健康診査、産婦健康診査又は乳児一般健康診査(生後 1 か月のものに限る。以下この条において同じ。)(以下この条において「健康診査」という。)を受診した場合は、健康診査_____が委託医療機関でなされた場合と同様に当該健康診査_____について松江市が負担する額を上限に、当該健康診査

の受診者に対し、助成を行うものとする。

- 2 前項の助成を受けようとする者は、受診

額から保険者が負担すべき額を控除した額とする。

4 妊婦精密健康診査、乳児精密健康診査、1歳6か月児精密健康診査又は3歳児精密健康診査

_____が保険医療機関以外のものによって行われた場合又は療養の給付として行われなかった場合において、委託医療機関が市長に請求できる額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。

- 5 市長は、島根県国民健康保険団体連合会から妊婦乳幼児等健康診査に係る費用の請求があったときは、請求書の内容を審査のうえ、速やかに委託医療機関に支払うものとする。

6 妊婦乳幼児等健康診査の際に、保健指導を併せて行った場合であっても、その保健指導についての費用は請求できないものとする。

(償還払い)

第 25 条 委託医療機関以外で妊婦一般健康診査_____又は乳児一般健康診査(生後 1 か月のものに限る。以下この条において同じ。)

_____を受診した場合は、妊婦一般健康診査又は乳児一般健康診査が委託医療機関でなされた場合_____に当該妊婦一般健康診査又は乳児一般健康診査について松江市が負担する額を上限に、当該妊婦一般健康診査又は乳児一般健康診査の受診者に対し、助成を行うものとする。

- 2 前項の助成を受けようとする者は、受診

後 12 月以内に、妊婦一般健康診査(産婦健康診査・乳児一般健康診査)償還払い申請書(様式第 11 号)に当該健康診査

の結果が記載された受診票

及び健康診査

を行った者の発行した領収書を添えて市長に提出しなければならない。

(母子健康手帳の活用)

第 14 条 妊産婦乳幼児等健康診査を受けようとする者は、母子健康手帳を妊産婦乳幼児等健康診査のときに委託医療機関に提出しなければならない。

2 妊産婦乳幼児等健康診査を行う委託医療機関は、母子健康手帳の記載事項を参考にして妊産婦乳幼児等健康診査を実施しなければならない。

3 略

(妊産婦乳幼児等健康診査の事後指導)

第 15 条 市長又は委託医療機関は、妊産婦乳幼児等健康診査の結果に基づき必要に応じ、次に掲げる事後指導を妊産婦乳幼児等健康診査の受診者に対し行うものとする。この場合において、市長は、医療機関その他の関係機関と連携を密にし、これら事後指導が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(1) 妊産婦乳幼児等健康診査の結果、保健指導を要する者については、保健指導票の活用などにより、事後の保健指導が円滑に行われるよう指導するとともに、

後 12 月以内に、妊婦健康診査(乳児一般健康診査)償還払い申請書(様式第 9 号)に当該妊婦一般健康診査

又は乳児一般健康診査の結果が記載された妊婦一般健康診査受診票又は乳児一般健康診査受診票及び妊婦一般健康診査又は乳児一般健康診査を行った者の発行した領収書を添えて市長に提出しなければならない。

又は乳児一般健康診査を行った者の発行した領収書を添えて市長に提出しなければならない。

(母子健康手帳の活用)

第 26 条 妊婦乳幼児等健康診査を受けようとする者は、母子健康手帳を妊婦乳幼児等健康診査のときに委託医療機関に提出しなければならない。

2 妊婦乳幼児等健康診査を行う委託医療機関は、母子健康手帳の記載事項を参考にして妊婦乳幼児等健康診査を実施しなければならない。

3 略

(妊婦乳幼児等健康診査の事後指導)

第 27 条 市長又は委託医療機関は、妊婦乳幼児等健康診査の結果に基づき必要に応じ、次に掲げる事後指導を妊婦乳幼児等健康診査の受診者に対し行うものとする。この場合において、市長は、医療機関その他の関係機関と連携を密にし、これら事後指導が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(1) 妊婦乳幼児等健康診査の結果、保健指導を要する者については、保健指導票の活用などにより、事後の保健指導が円滑に行われるよう指導するとともに、

必要に応じ訪問指導等を行うものとする。

- (2) 妊産婦乳幼児等健康診査の結果、医療を要する者については、各種医療保険などの活用により医療が円滑に行われるよう指導するとともに、妊娠高血圧症候群及び身体障害等についての妊娠中毒症等療養援護、育成医療の給付、結核児に対する療育の給付又は小児慢性特定疾患治療給付等の受給について指導するものとする。

(妊産婦乳幼児等健康診査の実施に関する市長の責務)

第 16 条 市長は、妊産婦乳幼児等健康診査

を円滑に実施するため保健所の協力が得られるよう配慮するものとする。

- 2 市長は、妊産婦乳幼児等健康診査を円滑に実施するため関係医師会の協力を得られるよう配慮するものとする。
- 3 市長は、妊産婦乳幼児等健康診査を円滑に行うため、保健指導票の交付に関連して地区助産師会の協力が得られるよう配慮するものとする。
- 4 市長は、妊産婦乳幼児等健康診査の対象者の把握及び普及啓発を円滑に行うため、母子保健推進員及び主任児童委員の協力を得られるよう配慮するものとする。

(実施状況の把握)

第 17 条 市長は、妊産婦乳幼児等健康診査

の実施状況について、記録するものとする。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

必要に応じ訪問指導等を行うものとする。

- (2) 妊婦乳幼児等健康診査の結果、医療を要する者については、各種医療保険などの活用により医療が円滑に行われるよう指導するとともに、妊娠高血圧症候群及び身体障害等についての妊娠中毒症等療養援護、育成医療の給付、結核児に対する療育の給付又は小児慢性特定疾患治療給付等の受給について指導するものとする。

(妊婦乳幼児等健康診査の実施に関する市長の責務)

第 28 条 市長は、妊婦乳幼児等健康診査

を円滑に実施するため保健所の協力が得られるよう配慮するものとする。

- 2 市長は、妊婦乳幼児等健康診査を円滑に実施するため関係医師会の協力を得られるよう配慮するものとする。
- 3 市長は、妊婦乳幼児等健康診査を円滑に行うため、保健指導票の交付に関連して地区助産師会の協力が得られるよう配慮するものとする。
- 4 市長は、妊婦乳幼児等健康診査の対象者の把握及び普及啓発を円滑に行うため、母子保健推進員及び主任児童委員の協力を得られるよう配慮するものとする。

(実施状況の把握)

第 29 条 市長は、妊婦乳幼児等健康診査

の実施状況について、記録するものとする。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第 18 条 妊産婦乳幼児等健康診査の関係者

は、職務上知り得た個人の秘密の保持に最大の配慮を払うとともに、知り得た情報を本制度以外の目的に使用してはならない。

様式第 1 号(第 6 条関係)

第 1 回補助券
(12 週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略			
略			
略			
は 今 後 必 要 な 処 置	健康 診 査 の 所 見 又	尿 化 学 検 査	蛋白(1-. 2±. 3+. 4++ . 5+++以上)) 糖(1-. 2±. 3+. 4++ . 5+++以上)
		血 圧 測 定	~ mmHg
	略		
検 診	子 宮 頸 が ん	H P V	有料(800 円)* . 無料 * 略
		略	
略			

略

(あて先)松江市長
医療機関コード番号
委託医療機関の所在地・名称・代表者氏名
④

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この受診票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重、身長)、保健指導)、血液検査(血液型(ABO・Rh)、不規則抗体検査、血算(貧血等)、血糖、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、HIV 抗体価検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査、性器クラミジア検査、子宮頸がん検査、超音波検査)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査、子宮頸がんの HPV 検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この受診票は本人以外には使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
4. 略
5. 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村へお申し出ください。

様式第 1 号の 2(第 6 条関係)

第 30 条 妊婦乳幼児等健康診査の関係者

は、職務上知り得た個人の秘密の保持に最大の配慮を払うとともに、知り得た情報を本制度以外の目的に使用してはならない。

様式第 1 号(第 6 条関係)

第 1 回補助券
(12 週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略			
略			
略			
は 今 後 必 要 な 処 置	健康 診 査 の 所 見 又	尿 化 学 検 査	蛋白(1.- 2. ± 3.+ 4. ++ 5. +++以 上) 糖(1.- 2. ± 3.+ 4. ++ 5. +++ 以上)
		血 圧 測 定	~ mm/Hg
	略		
検 診	子 宮 頸 が ん	H P V	有料(700 円)* . 無料 * 略
		略	
略			

略

(あて先)松江市長
委託医療機関の住所・名称・氏名
④

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重、身長)、保健指導)、血液検査(血液型(ABO・Rh)、不規則抗体検査、血算(貧血等)、血糖、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、HIV 抗体価検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査、性器クラミジア検査、子宮頸がん検査、超音波検査)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査、子宮頸がんの HPV 検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外には使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
4. 略
5. 他市町村へ住所を移した人は、転居先の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第 1 号の 2(第 6 条関係)

第2回補助券
(14週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号

委託医療機関の所在地・名称・代表者氏名



1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この受診票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、栄養指導)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この受診票は本人以外は使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
4. 妊娠 14 週前後に専門医(産婦人科)で受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村へお申し出ください。

様式第1号の3(第6条関係)

第3回補助券
(16週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号

委託医療機関の所在地・名称・代表者氏名



1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この受診票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この受診票は本人以外は使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
4. 妊娠 16 週前後に専門医(産婦人科)で受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村へお申し出ください。

第2回補助券
(14週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の住所・名称・氏名



1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、栄養指導)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は松江市に報告されます。
4. 妊娠 14 週前後に受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、転居先の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第1号の3(第6条関係)

第3回補助券
(16週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の住所・名称・氏名



1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この票は本人以外は使用できません。また、健診結果は松江市に報告されます。
4. 妊娠 16 週前後に受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、転居先の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第1号の4(第6条関係)

第4回補助券
(20週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略
略

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号

委託医療機関の**所在地**・名称・**代表者氏名**

㊞

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**受診票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**受診票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、超音波検査)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**受診票**は本人以外は使用できません。また、健診結果(**精密検査結果も含む**)は松江市に報告されます。
4. 妊娠 20 週前後に**専門医(産婦人科)**で受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、**転出先**の市町村へお申し出ください。

様式第1号の5(第6条関係)

第5回補助券
(24週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略
略

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号

委託医療機関の**所在地**・名称・**代表者氏名**

㊞

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**受診票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**受診票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、栄養指導)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**受診票**は本人以外は使用できません。また、健診結果(**精密検査結果も含む**)は松江市に報告されます。
4. 妊娠 24 週前後に**専門医(産婦人科)**で受診される

様式第1号の4(第6条関係)

第4回補助券
(20週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略
略

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の**住所**・名称・**氏名**

㊞

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、超音波検査)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**票**は本人以外は使用できません。また、健診結果は松江市に報告されます。
4. 妊娠 20 週前後に受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、**転居先**の市町村(**担当課**)へお申し出ください。

様式第1号の5(第6条関係)

第5回補助券
(24週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略
略

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の**住所**・名称・**氏名**

㊞

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、栄養指導)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**票**は本人以外は使用できません。また、健診結果は松江市に報告されます。
4. 妊娠 24 週前後に受診される

ことをおすすめします。

- 他市町村へ住所を移した人は、**転出先**の市町村 _____ へお申し出ください。

様式第1号の6(第6条関係)

第6回補助券
(26週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略
略
略

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号
委託医療機関の**所在地**・名称・**代表者氏名**

(印)

- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**受診票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この**受診票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この**受診票**は本人以外は使用できません。また、健診結果(**精密検査結果も含む**)は松江市に報告されます。
- 妊娠 26 週前後に**専門医(産婦人科)**で受診されることをおすすめします。
- 他市町村へ住所を移した人は、**転出先**の市町村 _____ へお申し出ください。

様式第1号の7(第6条関係)

第7回補助券
(28週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略			
略			
略			
は健康診査の所見又は今後必要な処置	尿学検査	蛋白(1- 2± 3+ 4++ 5+++以上)	糖(1- 2± 3+ 4++ 5+++以上)
	血圧測定	～ mmHg	
略			

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号
委託医療機関の**所在地**・名称・**代表者氏名**

(印)

- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**受診票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。

ことをおすすめします。

- 他市町村へ住所を移した人は、**転居先**の市町村(**担当課**)へお申し出ください。

様式第1号の6(第6条関係)

第6回補助券
(26週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略
略
略

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の**住所**・名称・**氏名**

(印)

- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この**票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この**票**は本人以外は使用できません。また、健診結果 _____ は松江市に報告されます。
- 妊娠 26 週前後に _____ 受診されることをおすすめします。
- 他市町村へ住所を移した人は、**転居先**の市町村(**担当課**)へお申し出ください。

様式第1号の7(第6条関係)

第7回補助券
(28週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略			
略			
略			
は健康診査の所見又は今後必要な処置	尿学検査	蛋白(1- 2± 3+ 4++ 5+++以上)	糖(1- 2± 3+ 4++ 5+++以上)
	血圧測定	～ mm/Hg	
略			

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の**住所**・名称・**氏名**

(印)

- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。

- この受診票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、血液検査(血算(貧血等)、血糖、HTLV-1抗体検査))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この受診票は本人以外には使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
- 略
- 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村____へお申し出ください。

様式第1号の8(第6条関係)

第8回補助券
(30週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号

委託医療機関の所在地・名称・代表者氏名



- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この受診票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この受診票は本人以外には使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
- 略
- 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村____へお申し出ください。

様式第1号の9(第6条関係)

第9回補助券
(32週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号

委託医療機関の所在地・名称・代表者氏名



- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この受診票及

- この票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、血液検査(血算(貧血等)、血糖、HTLV-1抗体検査))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この票は本人以外には使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
- 略
- 他市町村へ住所を移した人は、転居先の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第1号の8(第6条関係)

第8回補助券
(30週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の住所・名称・氏名



- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この票は本人以外には使用できません。また、健診結果_____は松江市に報告されます。
- 略
- 他市町村へ住所を移した人は、転居先の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第1号の9(第6条関係)

第9回補助券
(32週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の住所・名称・氏名



- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及

び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。

- この受診票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、栄養指導)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この受診票は本人以外には使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
- 妊娠 32 週前後に専門医(産婦人科)で受診されることをおすすめします。
- 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村へお申し出ください。

様式第 1 号の 10(第 6 条関係)

第 10 回補助券
(34 週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略		
略		
略		
は健康診査の所見又 今後必要な処置	尿化学検査	蛋白(1-. 2.±. 3.+ 4.++ 5.+++以上) 糖(1-. 2.±. 3.+ 4.++ 5.+++以上)
	血圧測定	～ mmHg
略		

(あて先)松江市長

医療機関コード番号
委託医療機関の所在地・名称・代表者氏名



- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この受診票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この受診票は本人以外には使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
- 略
- 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村へお申し出ください。

様式第 1 号の 11(第 6 条関係)

第 11 回補助券
(36 週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略		
略		
略		
は健康診査の所見又 今後必要な処置	尿化学検査	蛋白(1-. 2.±. 3.+ 4.++ 5.+++以上) 糖(1-. 2.±. 3.+ 4.++ 5.+++以上)
	血圧測定	～ mmHg
略		

(あて先)松江市長

医療機関コード番号
委託医療機関の所在地・名称・代表者氏名



び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。

- この票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、栄養指導)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この票は本人以外には使用できません。また、健診結果は松江市に報告されます。
- 妊娠 32 週前後に受診されることをおすすめします。
- 他市町村へ住所を移した人は、転居先の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第 1 号の 10(第 6 条関係)

第 10 回補助券
(34 週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略		
略		
略		
は健康診査の所見又 今後必要な処置	尿化学検査	蛋白(1.- 2.± 3.+ 4.++ 5.+++以上 上) 糖(1.- 2.± 3.+ 4.++ 5.+++以上 以上)
	血圧測定	～ mm/Hg
略		

(あて先)松江市長

委託医療機関の住所・名称・氏名



- 妊婦一般健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この票で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
- この票は本人以外には使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
- 略
- 他市町村へ住所を移した人は、転居先の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第 1 号の 11(第 6 条関係)

第 11 回補助券
(36 週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略		
略		
略		
は健康診査の所見又 今後必要な処置	尿化学検査	蛋白(1.- 2.± 3.+ 4.++ 5.+++以上 上) 糖(1.- 2.± 3.+ 4.++ 5.+++以上 以上)
	血圧測定	～ mm/Hg
略		

(あて先)松江市長

委託医療機関の住所・名称・氏名



略
略

略
(あて先)松江市長
医療機関コード番号
委託医療機関の 所在地 ・名称・ 代表者氏名
(印)

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**受診票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**受診票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**受診票**は本人以外は使用できません。また、健診結果(**精密検査結果も含む**)は松江市に報告されます。
4. 妊娠 36 週前後に**専門医(産婦人科)**で受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、**転出先**の市町村____へお申し出ください。

様式第 1 号の 12(第 6 条関係)

第 12 回補助券
(37 週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略		
略		
略		
は健康診査の所見又は今後必要な処置	尿	蛋白(1.- 2.± 3.+ 4.++ 5.+++以上)
	化	糖(1.- 2.± 3.+ 4.++ 5.+++以上)
	学	()
	検	()
査	血	圧
査	測	定
の		～
所		mmHg
見		略
又		略

略
(あて先)松江市長
医療機関コード番号
委託医療機関の 所在地 ・名称・ 代表者氏名
(印)

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**受診票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**受診票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、血液検査(血算(貧血等))、栄養指導)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**受診票**は本人以外は使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告さ

略
略

略
(あて先)松江市長
委託医療機関の 住所 ・名称・ 氏名
(印)

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**票**は本人以外は使用できません。また、健診結果____は松江市に報告されます。
4. 妊娠 36 週前後に____受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、**転居先**の市町村(**担当課**)へお申し出ください。

様式第 1 号の 12(第 6 条関係)

第 12 回補助券
(37 週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略		
略		
略		
は健康診査の所見又は今後必要な処置	尿	蛋白(1.- 2.± 3.+ 4.++ 5.+++以上)
	化	糖(1.- 2.± 3.+ 4.++ 5.+++以上)
	学	()
	検	()
査	血	圧
査	測	定
の		～
所		mm/Hg
見		略
又		略

略
(あて先)松江市長
委託医療機関の 住所 ・名称・ 氏名
(印)

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、血液検査(血算(貧血等))、栄養指導)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**票**は本人以外は使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告さ

れます。

4. 略

5. 他市町村へ住所を移した人は、**転出先**の市町村 _____ へお申し出ください。

様式第1号の13(第6条関係)

第13回補助券
(38週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号

委託医療機関の**所在地**・名称・**代表者氏名**

㊟

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**受診票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**受診票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、超音波検査)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**受診票**は本人以外は使用できません。また、健診結果(**精密検査結果も含む**)は松江市に報告されます。
4. 妊娠 38 週前後に**専門医(産婦人科)**で受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、**転出先**の市町村 _____ へお申し出ください。

様式第1号の14(第6条関係)

第14回補助券
(39週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

医療機関コード番号

委託医療機関の**所在地**・名称・**代表者氏名**

㊟

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**受診票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**受診票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。

れます。

4. 略

5. 他市町村へ住所を移した人は、**転居先**の市町村(**担当課**)へお申し出ください。

様式第1号の13(第6条関係)

第13回補助券
(38週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の**住所**・名称・**氏名**

㊟

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導)、超音波検査)を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
3. この**票**は本人以外は使用できません。また、健診結果 _____ は松江市に報告されます。
4. 妊娠 38 週前後に _____ 受診されることをおすすめします。
5. 他市町村へ住所を移した人は、**転居先**の市町村(**担当課**)へお申し出ください。

様式第1号の14(第6条関係)

第14回補助券
(39週前後)

妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略

略

略

略

(あて先)松江市長

委託医療機関の**住所**・名称・**氏名**

㊟

1. 妊婦一般健康診査を受けるときは、この**票**及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
2. この**票**で妊婦一般健康診査(基本的な妊婦健康診査(健康状態の把握、定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、保健指導))を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。妊婦一般健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。

- この受診票は本人以外は使用できません。また、健診結果(精密検査結果も含む)は松江市に報告されます。
- 妊娠 39 週前後に専門医(産婦人科)で受診されることをおすすめします。
- 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村へお申し出ください。

様式第 2 号(第 9 条関係 _____) 略

様式第 4 号 別紙のとおり

様式第 4 号の 2 別紙のとおり

様式第 4 号の 3 別紙のとおり

様式第 5 号(第 6 条関係) 略

1 か月児健診

乳児一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略
略
略
判 定
1. 略
2. 要経過観察(内容: _____) (方法: 当院受診・4 か月児健診・その他 _____)
3. 要精密検査(内容: _____) (紹介先: _____)
4・5. 略
年 月 日 担当医師名 (印)

略

(注)1. 乳児一般健康診査を受けるときは、**電子資格確認**を受けるとともにこの受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。**電子資格確認によることができないときは、保険証を提示し、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。**

- この受診票で乳児一般健康診査を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。
- この受診票は本人以外には使用できません。また、健診結果は松江市に報告されます。
- 略
- 他市町村へ住所を移した人は、**転出先**の市町村へお申し出ください。

様式第 5 号の 2(第 6 条 関係) 略

10 か月児健診

乳児一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略
略
略

- この票 _____ は本人以外は使用できません。また、健診結果 _____ は松江市に報告されます。
- 妊娠 39 週前後に _____ 受診されることをおすすめします。
- 他市町村へ住所を移した人は、**転居先**の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第 2 号(第 9 条関係、**第 15 条関係、第 1 8 条関係、第 21 条関係**) 略

様式第 4 号(第 12 条関係) 略

1 か月児健診

乳児一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略
略
略
判 定
1. 略
2. 要経過観察(_____)
3. 要精密検査(_____)
4・5. 略
年 月 日 担当医師名 (印)

略

(注)1. **乳児精密健康診査**を受けるときは、 _____ この票 _____ 及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。

- この票 _____ で乳児精密健康診査を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。
- この票 _____ は本人以外には使用できません。また、健診結果は松江市に報告されます。
- 略
- 他市町村へ住所を移した人は、**転居先**の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第 4 号の 2(第 12 条関係) 略

10 か月児健診

乳児一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

略
略
略

略

- (注)1. 乳児一般健康診査を受けるときは、電子資格確認を受けるとともにこの受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。電子資格確認によることができないときは、保険証を提示し、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この受診票で乳児一般健康診査を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。
 - この受診票は本人以外には使用できません。また、健診結果は松江市に報告されます。
 - 略
 - 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村へお申し出ください。

様式第6号(第9条 関係) 略

乳児精密健康診査受診票 (一般)

No. ()

略

略

- (注)1. 乳児精密健康診査を受けるときは、電子資格確認を受けるとともにこの受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。電子資格確認によることができないときは、保険証を提示し、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この受診票で乳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。
 - この受診票は本人以外には使用できません。
 - 略

様式第7号(第9条 関係) 略

1歳6か月児精密健康診査受診票 (一般)

No. ()

略

略

- (注)1. 1歳6か月児精密健康診査を受けるときは、電子資格確認を受けるとともにこの受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。電子資格確認によることができないときは、保険証を提示し、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この受診票で1歳6か月児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。
 - この受診票は本人以外には使用できません。
 - 4・5. 略

様式第8号(第9条 関係) 略

3歳児精密健康診査受診票 (一般)

略

- (注)1. 乳児精密健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この票で乳児精密健康診査を受けるときは、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。
 - この票は本人以外には使用できません。また、健診結果は松江市に報告されます。
 - 略
 - 他市町村へ住所を移した人は、転居先の市町村(担当課)へお申し出ください。

様式第5号(第15条 関係) 略

乳児精密健康診査受診票 (一般)

No. ()

略

略

- (注)1. 乳児精密健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この票で乳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。
 - この票は本人以外には使用できません。
 - 略

様式第6号(第18条 関係) 略

1歳6か月児精密健康診査受診票 (一般)

No. ()

略

略

- (注)1. 1歳6か月児精密健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡しください。
- この票で乳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。
 - この票は本人以外には使用できません。
 - 4・5. 略

様式第7号(第21条 関係) 略

3歳児精密健康診査受診票 (一般)

No. ()

略

略

(注)1. 3 歳児精密健康診査を受けるときは、電子資格確認を受けるとともにこの受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。電子資格確認によることができないときは、保険証を提示し、この受診票及び母子健子手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。

2. この受診票で3歳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。

3. この受診票は本人以外には使用できません。

4・5. 略

様式第8号の2(第9条 関係) 略

3 歳児精密健康診査受診票(視覚)

No. ()

略

略

(注)1. 3 歳児精密健康診査を受けるときは、電子資格確認を受けるとともにこの受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。電子資格確認によることができないときは、保険証を提示し、この受診票及び母子健子手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。

2. この受診票で3歳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。

3. この受診票は本人以外には使用できません。

4・5. 略

様式第8号の3(第9条 関係) 略

3 歳児精密健康診査受診票(聴覚)

No. ()

略

略

(注)1. 3 歳児精密健康診査を受けるときは、電子資格確認を受けるとともにこの受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。電子資格確認によることができないときは、保険証を提示し、この受診票及び母子健子手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。

2. この受診票で3歳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。

3. この受診票は本人以外には使用できません。

4・5. 略

様式第9号(第12条 関係) 略

様式第10号 別紙のとおり

No. ()

略

略

(注)1. 3 歳児精密健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。

2. この票で乳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。

3. この票は本人以外には使用できません。

4・5. 略

様式第7号の2(第21条 関係) 略

3 歳児精密健康診査受診票(視覚)

No. ()

略

略

(注)1. 3 歳児精密健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。

2. この票で3歳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。

3. この票は本人以外には使用できません。

4・5. 略

様式第7号の3(第21条 関係) 略

3 歳児精密健康診査受診票(聴覚)

No. ()

略

略

(注)1. 3 歳児精密健康診査を受けるときは、この票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関にお渡してください。

2. この票で3歳児精密健康診査を受けるときは、無料で受診できます。

3. この票は本人以外には使用できません。

4・5. 略

様式第8号(第24条 関係) 略

様式第11号(第13条関係)

略

妊婦一般健康診査(産婦健康診査・乳児一般健康診査)費用
償還払い申請書

略

下記のとおり、妊婦一般健康診査(産婦健康診査・
乳児一般健康診査)費用の償還払いをしていただき
ますよう申請いたします。

記

健診種別	妊婦健診(1回目・2回目・3回目・4回目・5回目・6回目・7回目・8回目・9回目・10回目・11回目・12回目・13回目・14回目)		
	産婦健診(1回目・2回目) 乳児健診(1か月児)		
受診者氏名	生年月日		年月日()歳
	略		
	略		
	略		

様式第9号(第25条関係)

略

妊婦__健康診査(____乳児一般健康診査)費用
償還払い申請書

略

下記のとおり、妊婦一般健康診査(____
乳児一般健康診査)費用の償還払いをしていただき
ますよう申請いたします。

記

健診種別	____1回目・2回目・3回目・4回目・5回目・6回目・7回目・8回目・9回目・10回目・11回目・12回目・13回目・14回目		

受診者氏名	生年月日	S H	年月日()歳
	略		
	略		
	略		

<改正後>

様式第4号（第6条関係）

第1回
(産後2週間)

産婦健康診査受診票（医療機関委託健康診査）

※太枠の中を記入してから受診して下さい。 NO. ()

産婦氏名	かな	生年月日	年 月 日生(歳)
住所	松江市		
出産日	年 月 日	退院日	年 月 日

上記産婦の健康診査を依頼します。
年 月 日 松江市長 氏名 印
委託医療機関の長 様

健康診査の結果

実施日	年 月 日(産後 日)		
尿化学検査	蛋白(1-. 2±. 3+. 4++. 5+++以上) ・ 糖(1-. 2±. 3+. 4++. 5+++以上)		
血圧測定	/ mmHg		
体重測定	Kg		
母体の回復	1 異常なし 2 要指導()		
新生児の発育	新生時の体重	g	1日あたり増加量 g
授乳状況	1 母乳 2 混合 3 人工		
産後うつ	EPDS 点 1 異常なし 2 要支援()		
総合判定	1 異常なし 2 要指導 3 要観察 4 要治療 (内容:)		

⑩-1 産婦健康診査費(産後2週間)請求書
市町村国保コード
3 2 0 0 1 0

金 円
上記のとおり(産婦氏名)についての健康診査に要した費用を請求します。
年 月 日
(あて先) 松 江 市 長
医療機関コード番号
委託医療機関の所在地・名称・代表者氏名 印

- 産婦健康診査を受ける時は、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関へお渡しく下さい。
- この受診票で、問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等)、診察(母体の回復(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)、新生児の発育状況、授乳状況の把握等)、尿検査、血圧測定、体重測定、産後うつ等こころの健康チェックについて、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。
産婦健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
産婦健康診査の際には、乳房マッサージを受けることができません。
- この受診票は本人以外使用できません。また健診結果は松江市へ報告されます。
- 令和3年4月1日以降に出産した産婦が対象です。
- 産後2週間前後に専門医(産婦人科)で受診されることをおすすめします。
- 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村へお申し出ください。

※この券の使用期限は産後8週間までです。

<改正後>

様式第4号の2(第6条関係)

第2回
(産後1か月)

産婦健康診査受診票(医療機関委託健康診査)

※太枠の中を記入してから受診して下さい。 NO. ()

産婦氏名	かな	生年月日	年 月 日生(歳)
住所	松江市		
出産日	年 月 日	退院日	年 月 日

上記産婦の健康診査を依頼します。
年 月 日 松江市長 氏名 印
委託医療機関の長 様

健康診査の結果

実施日	年 月 日(産後 日)		
尿化学検査	蛋白(1-. 2±. 3+. 4++. 5+++以上) ・ 糖(1-. 2±. 3+. 4++. 5+++以上)		
血圧測定	/ mmHg		
体重測定	Kg		
母体の回復	1 異常なし 2 要指導()		
新生児の発育	新生時の体重	g	1日あたり増加量
授乳状況	1 母乳 2 混合 3 人工		g
産後うつ	EPDS 点 1 異常なし 2 要支援()		
総合判定	1 異常なし 2 要指導 3 要観察 4 要治療 (内容:)		

⑩-2 産婦健康診査費(産後1か月)請求書
市町村国保コード
3 2 0 0 1 0
金 円
上記のとおり(産婦氏名)についての健康診査に要した費用を請求します。
年 月 日
(あて先) 松 江 市 長
医療機関コード番号
委託医療機関の所在地・名称・代表者氏名 印

- 産婦健康診査を受ける時は、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関へお渡してください。
- この受診票で、問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等)、診察(母体の回復(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)、新生児の発育状況、授乳状況の把握等)、尿検査、血圧測定、体重測定、産後うつ等こころの健康チェックについて、その費用は公費で負担され、本人は自己負担の必要はありません。
産婦健康診査の項目以外の検査を受けた場合は、自己負担が生じることがあります。
産婦健康診査の際には、乳房マッサージを受けることができません。
- この受診票は本人以外使用できません。また健診結果は松江市へ報告されます。
- 令和3年4月1日以降に出産した産婦が対象です。
- 産後1か月前後に専門医(産婦人科)で受診されることをおすすめします。
- 他市町村へ住所を移した人は、転出先の市町村へお申し出ください。

※この券の使用期限は産後8週間までです。

<改正後>

様式第4号の3(第12条関係)

エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)

あなたの産後の気分についておたずねします。
今日だけでなく、過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけて下さい。
必ず10項目全部答えて下さい。

- 1) 笑うことができたし、物事のおもしろい面もわかった
 いつもと同様にできた。
 あまりできなかった。
 明らかにできなかった
 全くできなかった。
- 2) 物事を楽しみにして待った。
 いつもと同様にできた。
 あまりできなかった。
 明らかにできなかった。
 ほとんどできなかった。
- 3) 物事がうまく行かない時、自分を不必要に責めた。
 はい、たいていそうだった。
 はい、時々そうだった。
 いいえ、あまり度々ではなかった。
 いいえ、全くなかった。
- 4) はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。
 いいえ、そうではなかった。
 ほとんどそうではなかった。
 はい、時々あった。
 はい、しょっちゅうあった。
- 5) はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。
 はい、しょっちゅうあった。
 はい、時々あった。
 いいえ、めったになかった。
 いいえ、全くなかった。
- 6) することがたくさんあって大変だった。
 はい、たいてい対処できなかった。
 はい、いつものようにうまく対処できなかった。
 いいえ、たいていうまく対処した。
 いいえ、普段通りに対処した。
- 7) 不幸せな気分なので、眠りにくかった。
 はい、ほとんどいつもそうだった。
 はい、時々そうだった。
 いいえ、あまり度々ではなかった。
 いいえ、全くなかった。
- 8) 悲しくなったり、惨めになったりした。
 はい、たいていそうだった。
 はい、かなりしばしばそうであった。
 いいえ、あまり度々ではなかった。
 いいえ、全くそうではなかった。
- 9) 不幸せな気分だったので泣いていた。
 はい、たいていそうだった。
 はい、かなりしばしばそうだった。
 ほんの時々であった。
 いいえ、全くそうではなかった。
- 10) 自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた。
 はい、かなりしばしばそうだった。
 時々そうだった。
 めったになかった。
 全くなかった。

(岡野ら(1996)による日本語版)

<改正後>

様式第 10 号 (第 12 条関係)

年 月分 産婦健康診査総括表

年 月 日

市町村国保コード

3	2	0	0	1	0
---	---	---	---	---	---

医療機関コード

--	--	--	--

(あて先) 松 江 市 長

保険医療機関の所在地及び名称
開設者名

区 分		件数	請求額	備考
第 1 回	産婦健康診査⑩-1	請求	件	円
		決定		
第 2 回	産婦健康診査⑩-2	請求		
		決定		
計		請求		
		決定		

(注) 1. 医療機関では、請求欄のみ記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。